

島田市医学生修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、医学を専攻する者で将来市立島田市民病院（以下「市民病院」という。）において医師として勤務しようとするものに対し、島田市医学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、市民病院における医師の確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

(修学資金の貸与)

第2条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者の申請により、その者に修学資金を貸与することができる。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。以下「大学」という。）において医学を履修する課程に在学していること。

イ 医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について（平成17年3月24日付け医政発第0324007号厚生労働省医政局長通知）に規定する医師国家試験受験資格認定又は医師国家試験予備試験受験資格認定の認定基準（教育課程、教育環境等医学校に係る認定基準に限る。）を満たすことのできる外国の医学校（以下「外国の医学校」という。）で医学を履修する課程に在学し、かつ、日本国籍を有していること。

(2) 医師免許取得後、直ちに市民病院において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を行い、引き続き医師（常時勤務を要する者に限る。以下同じ。）として市民病院に勤務する意思を有していること。

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しないこと。
(平28条例19・平28条例42・一部改正)

(貸与の方法)

第3条 修学資金の額は、月額26万円とする。

2 修学資金を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、貸与の決定の日の属する月（管理者が必要と認めた場合にあつては、同日の属する年度の4月）から大学又は外国の医学校を卒業する日の属する月までとする。ただし、正規の修学期間を超えては貸与しない。

3 修学資金は、無利息とする。

(平28条例19・平28条例42・一部改正)

(連帯保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人を

立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、申請者が修学資金の貸与を受けたときには、その者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の取消し及び停止)

第5条 管理者は、修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認めるとき。

- 2 管理者は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けた場合は、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(平28条例42・一部改正)

(返還)

第6条 修学生又は修学資金の貸与を受けていた者（以下「修学生等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日（次条の規定により返還の債務の履行が猶予された場合にあっては、当該猶予された期間が終了した日）の属する月の翌々月の末日までに、貸与を受けた修学資金を一括して返還しなければならない。ただし、特に管理者が認めたときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 前条第1項の規定により貸与の決定が取り消されたとき。

(平28条例42・一部改正)

(返還の猶予)

第7条 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 次条第1項第1号に規定する修学資金の返還の債務の免除の要件を充足する過程にあるとき。

(2) 心身の故障、災害その他特別の事由により返還が困難であると認められるとき、又は管理者が別に定めるやむを得ない事由があるとき。

(平28条例42・一部改正)

(返還の債務の免除)

第8条 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 大学を卒業した日から起算して2年(第2条第1号イの医師国家受験資格認定を受けた場合は外国の医学校を卒業した日から起算して3年(同号イの医師国家試験予備試験受験資格認定を受けた場合は4年))以内に医師免許を取得し、その後直ちに市民病院(管理者が別に定めるやむを得ない事由により市民病院において臨床研修を行うことができない場合にあっては、市民病院以外の病院)で臨床研修を行った後、引き続き市民病院の医師として勤務した場合において、当該臨床研修を開始した日以降の勤務した期間(市民病院以外の病院で臨床研修を行った場合にあっては、市民病院の医師として勤務した期間。以下「勤務期間」という。)が貸与を受けた期間(貸与を受けた期間が4年以内のときは、管理者が別に定める期間)に達したとき。

(2) 勤務期間中において、公務若しくは通勤により死亡し、又は公務若しくは通勤に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が管理者が別に定めるやむを得ない事由に該当し、その事由がやんだ後市民病院の医師として勤務した場合において、その勤務した通算の月数が貸与を受けた期間(貸与を受けた期間が4年以内のときは、管理者が別に定める期間)の月数に達したときは、修学資金の返還の債務の全部を免除することができる。

3 管理者は、修学生等が死亡し、又は重度障害の状態となり修学資金を返還することができなくなったと認める場合(第1項第2号に該当する場合を除く。)にあっては、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

4 管理者は、修学資金の貸与を受けていた者が勤務期間中に第1項第2号に規定する事由以外の事由で退職することとなった場合には、修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。

(平28条例19・平28条例42・一部改正)

(延滞利息)

第9条 修学資金の貸与を受けていた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に管理者が別に定める割合を乗じて計算した額の延滞利息を納付しなければならない。

(平28条例42・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

(平28条例42・一部改正)

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年10月5日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の島田市医学生修学資金貸与条例の規定によりされた手続その他の行為は、改正後の島田市医学生修学資金貸与条例の相当規定によりされたものとみなす。